

📌 貨物概要

とうもろこし、小麦ふすま、大豆かすを粉碎、混合し、ペレット状にしたもの（500 kgフレコンバッグ入り）。

原料割合：とうもろこし 40%、小麦ふすま 30%、大豆かす 30%

成 分：粗タンパク質 21.26%、粗灰分 3.75%

性 状：薄茶色の円柱ペレット状

用 途：牛用飼料

📌 分類

関税率表第 2309.90 号 - 2 - (2) - B - (b) - ロ - (イ) - II（統計番号 2309.90-298）の飼料用に供する種類の調製品

📌 分類理由

本品は、とうもろこし、小麦ふすま、大豆かすを混合し、薄茶色の円柱ペレット状に成形したものであり、その成分及び性状から、ペレット状の飼料用に供する種類の調製品と認められることから、関税率表第 23.09 項の規定により上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）